

湖東かなび学園 教育目標

「地域に根ざし 確かな学力と豊かな心を持ち たくましく生きる子どもの育成」

【めざす児童・生徒像】

○自ら考え 意欲的に学ぶ児童・生徒

○思いやりをもち 地域や仲間の中で自己を伸ばす児童・生徒

○新しいことにも積極的に取り組み 最後までやりぬく児童・生徒

・オープンスクール

・音楽交流

・ノーメディアチャレンジ週間

・合同あいさつ運動

家庭との連携

○PTA（執行部）

・報告、協議

・授業公開（人権教育・性教育）

・PTA 会報

○啓発

・学校だより、学級だより

地域との連携

○学校運営協議会

○小中一貫地域推進協議会（報告・協議）

○青少年育成協議会

○民生委員連絡協議会

○スポーツ少年団との連絡会

○交通防犯協議会との連絡会

・「学校だより」地域配布（啓発）

・地域行事への参加

・見守り活動との連携

《いじめの定義》

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

令和6年度 湖東かなび学園 竹矢小学校 学校いじめ防止対策基本方針

【本校のいじめ防止基本方針】

いじめは、「基本的人権の侵害」の認識のもと、人として決して許されない行為であり、いじめを生まない環境づくり、いじめをしない・させない・許さない児童の育成に継続して取り組むとともに、防止に向け保護者・地域と一体となって推進していく。

また、いじめはどの子にも、またいついかなる状況にも起こり得ると認識し、早期認知に細心の注意を払い、いじめが認知された場合には、市教委の指導・助言を得ながら保護者・地域の協力を得て早期対応・早期解決をめざす。

【いじめの未然防止のための取組】

◆全教職員が計画的・組織的・継続的にいじめ構造の消滅に挑む

（未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関連するとの意識をもって、日々の実践を行う）

《いじめの構造を作らない環境づくり》

○どの児童にとっても達成感・満足感・充実感のある授業づくり

・「できた」「わかった」が感じられる学習活動

・どの児童にも活躍の場がある学習活動 ・対話を通して進んでいく学習活動

○所属感・連帯感・安心感のある学級集団づくり

・善悪の判断ができ、悪事を許さない集団

・学校や社会のルールの内容や意義を理解し、守ろうとする集団

・誰もが心地よく安心して過ごせるためのルールを創造しようとする集団

・仲間のよさに気づき、認め、伝え合える集団

《いじめをしない・させない・許さない児童の育成》

○全教育活動を通した心の教育（道徳教育）の充実

○全教育活動を通した人権教育の充実（含：いじめ問題に対する教育、情報モラル教育）

【早期認知】

☆積極的ないじめの認知

①「対人関係の中で、いやな思いをした（しそうな）児童の立場に立って認知を行う」との意識を全教職員が共通してもつ。

②心身の苦痛を感じている（であろう）状況をとらえた教職員は、速やかにその状況について生徒指導主任等に報告し、それを受けて校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの認知を行う。〔ただし、初期対応は即時行う〕

・観察法（健康観察、授業、休み時間、その他の活動、日記など）

・面接法（教育相談、個別面談など）

・調査法（アンケート Q-U、いじめアンケート、心の天気、心の手紙など）

・その他（保護者からの連絡など）

③けんかやふざけ合いであっても、被害性に着目して認知を行う。

学校教育目標

「豊かな心と知恵をもち、たくましく生きる子どもの育成」

【めざす学校像】

・安心して学べる学校……子どもが「行きたい」と思う

・信頼される学校………保護者が「通わせたい」と思う

・よさが発揮できる学校…地域が「応援したい」と思う

【めざす教師像】

・笑顔で協働できる教職員

・信頼を築き、温かい人間関係を育む教職員

・学び続ける教職員

【めざす児童像】

・**と**えを働かす子（知） ～自分で考え行動する子「ほんき」

・**く**じけない子（体・耐）～粘り強く挑戦し続ける子「げんき」

・**や**さしい子（徳） ～人を思いやり協力しあう子「えがお」

校内体制

○子ども理解に基づく多方面からの支援

・子どもとともに過ごし触れ合う時間の確保

・教職員の情報共有と子どもを取り巻く背景をふまえた組織的対応

生徒指導体制

・校内生徒指導部会（定期）

・学校いじめ防止対策委員会（随時）

校長、教頭、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導主任
養護教諭、教育相談担当、該当学年担任
（SC、SW、子どもと親の相談員）

・校内ケース会議（随時）

・サポート会議（随時）

教育相談体制

・教育相談（年3回）

・SC 相談日（月2回）

・アンケート QU

・相談室等の活用

・相談窓口の設置・広報

特別支援教育体制

・TT による学習指導

・通級指導教室

・学習室等の活用

・特別支援学級との交流

・特別支援学級との共同学習

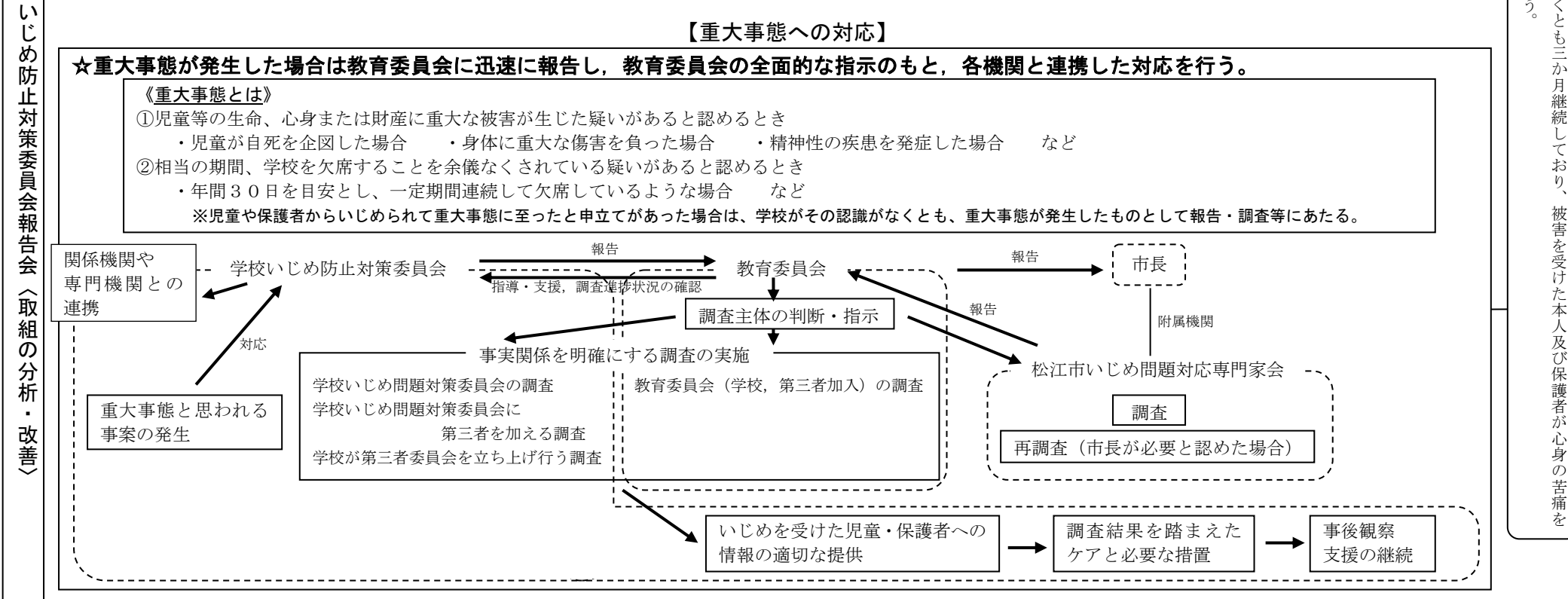
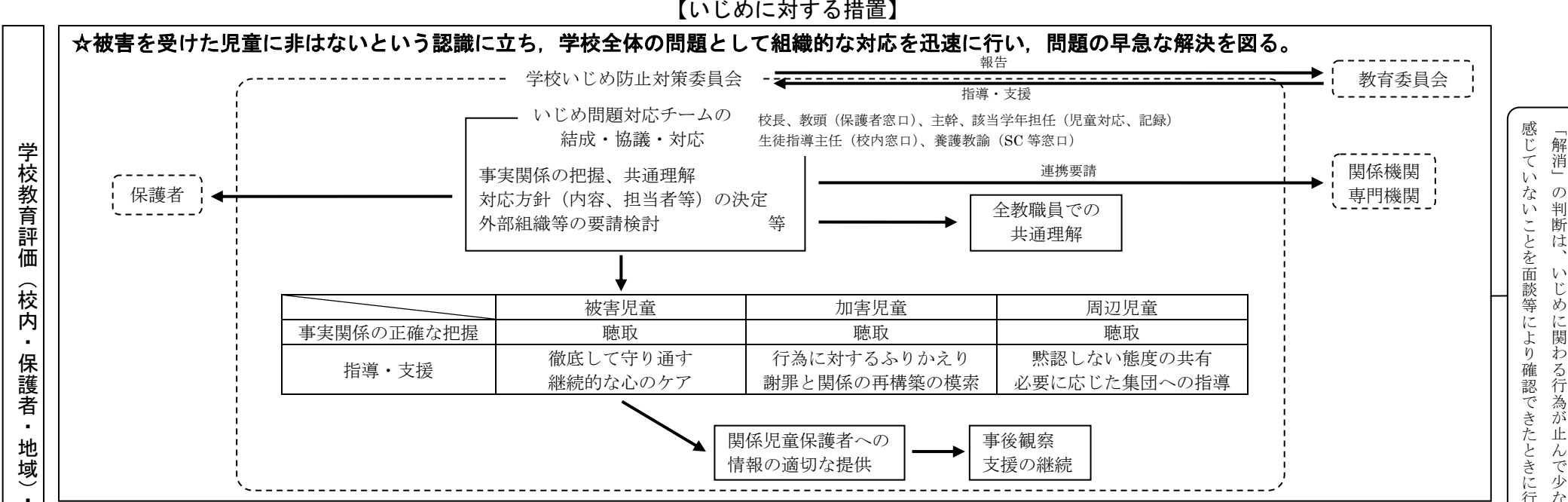
校内研修

・人権教育に関わる研修

・いじめに関わる研修

・アンケート Q-U に関わる研修

・研究授業とそれに関わる事前事後の協議等



「解消」の判断は、いじめに関わる行為が止んで少なくとも三か月継続しており、被害を受けた本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できたときに行う。